

## 1. 件名

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期／バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備／ユースケース単位の体験価値・市場規模等マーケティング調査

## 2. 背景・目的

NEDOでは、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」※<sup>1</sup>（以下「戦略及び計画」という。）に則り、戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」（以下「S I Pバーチャル」という。）を実施している。

S I Pバーチャルは、Society5.0 実現に向けたバックキャストにより社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重大な課題を設定し、基礎研究から社会実装を見据えて一貫通貫で推進する戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期（以下「S I P第3期」という。）の14課題のうちの一つであり、ミッションとして「サイバー空間からフィジカル空間への価値還流を通じて豊かな暮らしを実現するとともに、1.6兆円規模の国内バーチャルエコノミー圏を創出し、本領域において我が国が世界をリードすること」を目指している※<sup>2</sup>。同ミッション実現に向け、個々の技術開発に留まらず、制度の整備や人材育成、事業展開や社会的受容性の向上など、社会実装を実現することに重点を置いている。そのため、S I Pバーチャルでは社会実装を効果的に進める取組として、スケール別のユースケースを中心に扱うサブ課題A（人スケール）・サブ課題B（都市スケール）と、スケール横断で推進すべきサブ課題C（サービスインフラ等による環境整備）・サブ課題D（人材育成等）を設定し、同課題構成に則り採択された各実施先※<sup>3</sup>がユースケースの社会実装に向けた研究開発を推進している。

- ・ サブ課題A：身体性インターバース技術
- ・ サブ課題B：インターバース活用スマートシティ
- ・ サブ課題C：インターバース・サービスインフラ
- ・ サブ課題D：インターバース人材育成

その上で2025年度はS I P第3期の中間年度に当たり、課題のミッションであるバーチャルエコノミー圏 1.6兆円規模の市場形成に向けた定量的なS I Pバーチャル全体での検討に向け、各ユースケースの提供する体験価値※<sup>4</sup>や紐づく市場規模等に関するマーケティング調査を実施する。

## ※参考資料

※<sup>1</sup>戦略的イノベーション創造プログラム（SIP） バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルール整備 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（令和7年6月5日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip\\_3/keikaku/12\\_virtualeconomy.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_3/keikaku/12_virtualeconomy.pdf)

※<sup>2</sup>SIP第3期 各課題の概要（令和6年12月6日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip\\_3/241206gaiyo.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_3/241206gaiyo.pdf)

※<sup>3</sup>「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期／バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルール整備」に係る実施体制の決定について（2023年10月6日 NEDO）

[https://www.nedo.go.jp/koubo/CD3\\_100340.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/CD3_100340.html)

※<sup>4</sup>体験価値：ユーザーが製品/サービスの利用前から利用中、利用後に得る一連の体験から得られる価値（参考：国立研究開発法人産業技術総合研究所 研究成果記事、“顧客起点で開発方針を繋ぐ「構造設計の手法と道具」プロトタイプを公開”、2017年6月22日 国立研究開発法人産業技術総合研究所）

[https://www.aist.go.jp/aist\\_j/press\\_release/pr2017/pr20170622/pr20170622.html](https://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2017/pr20170622/pr20170622.html)

## 3. 内容

以下の各ユースケースの提供する体験価値と市場規模、実現可能性のマーケティング調査に向け、（1）～（3）の項目を実施する。

### （1）各ユースケースの提供する体験価値と市場規模、実現可能性のマーケティング調査

以下の①項のヒアリング及び②項のマーケティング調査を実施したうえで、③項の社会実装計画を調査結果を踏まえて作成できるよう支援すること。

#### ①各実施先によるユースケースの提供する体験価値と市場規模、実現可能性の調査支援に向けたヒアリング

SIPバーチャルにおいて各実施先が研究開発するユースケースについて、社会実装を想定している体験価値と市場規模、実現可能性を具体化すべく、各実施先の計画と進捗を確認し、意見交換を行う。その際、各実施先が作成する後述③項で追加調査・検証が必要な国内外の調査支援の要望をとりまとめる。なお、実施先から提供される個人情報及び技術的情報等（連絡先や研究開発内容など）の取り扱いについては、秘密情報等の管理に係る特別約款（2022年3月15日改正）に準ずること。

#### ②体験価値と市場規模、実現可能性に関するマーケティング調査の実施

以下の項目をユースケース毎に想定通り社会実装することを目的に、前述①項でとりまとめた調査要望についてPDやSPD、PMと相談・選定の上、マーケティング調査を行う。また、マーケティング調査を通じて社会実装項目に関する追加提案を妨げない。

※実施先の社会実装に向けてマーケティング調査支援を行う項目

- ・体験価値：ユースケース毎の製品/サービスが提供する体験価値
- ・市場規模：体験価値が訴求可能な市場の内、実施先がターゲットとする市場の規模
- ・実現可能性：データ規則等国内外の現行規制と今後の規制動向に基づく実現可能性

③マーケティング調査結果に基づく実施先への報告と意見交換・助言

(1) ②で実施したマーケティング調査結果を各実施先に対して個別に報告すると共に、各実施先が検討するユースケースの提供する体験価値と市場規模、実現可能性について意見交換・助言を行うこと。なお、意見交換・助言は各実施先と1～2回程度行うものとし、PM・NEDOが指定した様式に則って実施先が作成する以下の項目を含む資料を基に実施すること。

※実施先が作成する資料の記載事項

(a) 2032年度を目途とした社会実装計画記載事項

- ・提供する体験価値
  - 提供する製品/サービス
  - 製品/サービスの想定ユーザーセグメント・市場
- ・ターゲットとする市場規模
- ・実現可能性
  - 事業体制・計画
  - ビジネスモデル
  - 社会実装出口個別のオープン・クローズ戦略や事業拡大戦略、競合戦略

(b) (a) を目指したS I P第3期最終年度（2027年度）に向けた記載事項

- ・S I P終了時の社会実装までに必要な要素
  - ※技術・事業・制度・社会的受容性・人材育成の5つの観点から記載する。

(2) ユースケースのマーケティング調査に基づく戦略及び計画への提言・報告会の実施

(1) で実施するユースケースのマーケティング調査の結果に基づき、PDやSPD、PM、NEDO等の方針を踏まえた戦略及び計画における各実施先の方針等に関して提言を取りまとめる。

調査の結果およびとりまとめた提言について9月下旬に対面又はオンラインでの中間報告をS I PバーチャルのPDやSPD、PM、NEDO、実施先等に対して説明会を実施すること。また同中間報告会やS I P第3期の関連委員会等の指摘を反映し、実施先等に対して11月中下旬に対面又はオンラインでの最終報告会を実施すること。最終報告会での指摘を反映し、本調査報告書を作成する。

なお、最終報告会以降でS I P第3期の関連委員会に伴う資料作成及び報告の必要性が生じた際は、4. に示す調査期間に対応すること。現状、中間報告や最終報告時のPPT様式のスライドからの編集レベルを想定している。

(3) 定期的な意見交換の実施

(1) ～ (2) の実施に際し、調査方針等について定期的に（少なくとも月1回以上）S I Pバ

ーチャルのPDやSPD、PM、NEDO等と意見交換を実施する。なお、必要な調整についてはPMの指示を仰ぐこと。また、SIPバーチャルの実施先や今年度関連調査受託者等の関係者と連携の上、本業務に取り組むこと。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2026年1月31日まで

5. 予算額

2,000万円以内

6. 報告書

提出期限：2026年1月31日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出に当たっては、以下のURLに掲載している「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従うこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

なお、上記調査に係る詳細内容をまとめ、NEDO担当者に電子ファイルで提出すること。

7. 報告会等の開催

委託期間中及び委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上